

私道の助成について

神戸市私道舗装等助成制度のあらまし

神戸市建設局

制度の趣旨

多くの方々が通行する私道を、公道にして欲しいと望まれる所有者は多くいらっしゃいます。

しかし、公道にするためには、幅員が4 m以上、起終点が公道に接続していること、全員から寄附いただけることといった要件を満たす必要があり、構造上や用地の関係で公道にできない場合があります。

私道舗装等助成制度は、このような公道化に至らない私道の整備を促進するため、地元で舗装工事などをされる場合に、その工事費を補助する制度です。

工事の種類

工事には、原則として次の種類がありますが、その選定については建設事務所に相談してください。また、それぞれの工事について標準工事費が決まっています。

(1) 舗 装 (新設・補修)

砂利道をアスファルトに舗装したい…舗装路面が劣化して危ない…
工法は、

- ① 標準舗装 (補修時は表層のみ打換の場合あり)

(標準舗装構造)

↑	5 cm	表層	[再生細粒度アスコン又は 再生密粒度アスコン]
↑	5 cm	路盤	[スラグ又は再生砕石]

- ② コンクリート舗装 (7%以上の急坂路のみ)
③ 簡易舗装 (車両が通行できない場合) などがああります。

(2) 側 溝 (新築・改築)

溝がないので水はけが悪い…溝が亀裂していて水があふれる…

(3) 危険防止施設 (新設・改築)

転落防止柵、ガードレール、階段の手すり、カーブミラーを設置したい…

(4) 私 橋 (架け替え・補修)

橋が劣化して危ないので架け替えたり補修したい…

助成の対象となる道路

助成の対象となる私道は、主に次の条件をみたすものです。なお、老朽化や危険度などの状況により、対象とならない場合もあります。

工手の種類	主な条件	再助成の場合の追加条件
(1) 舗装	① ② ③ ④ ⑤	⑩ ⑪
(2) 側溝	① ② ⑥ ⑦ ⑧	⑩ ⑪
(3) 危険防止施設	① ② ③ ④ ⑤	⑩ ⑪
(4) 私橋	① ③ ④ ⑤ ⑨	⑩ ⑪

- ① 敷地を私人（個人）が所有していること。
(企業・団体などの法人所有部分是对象外。ただし自治会法人は対象。)
- ② 道路幅員（側溝を含む）が1.5m以上であること。
- ③ 不特定多数の人に利用されていること。
- ④ 土地所有者が一般の通行を承諾し、かつ関係住民の総意をもって要望されていること。
- ⑤ 築造後されてから3年以上経過していること。
- ⑥ 下水処理区域内にあり、側溝の流末が公道側溝または雨水幹線に接続しているまたは接続可能であること。
- ⑦ 側溝工事箇所、側溝を利用する5軒以上の家屋があり、家屋築造後3年以上経過していること。
- ⑧ 対象地が、道路の交差部から交差部まで一区间連続していること。
- ⑨ 河川の占用工作物として許可を受け、両端が公道・私道に接続している延長2m以上の橋梁であること。
- ⑩ 前回の助成後10年以上経過していること。
- ⑪ 通行に支障や危険があると認められること。

助成金の額

工事費に対して、下記の割合で助成いたしますが、上限額も決められています。

工事の種類	工事費（*）に対する助成割合	上 限 額
(1)舗 装	2 / 3 (公共下水道が設置されている場合は5 / 6)	再助成の場合200万円 (公共下水道が設置されている場合250万円)
(2)側 溝	2 / 3 (公共下水道が設置されている場合は5 / 6)	再助成の場合200万円 (公共下水道が設置されている場合250万円)
(3)危険防止施設	2 / 3	予算の範囲内 (再助成の場合200万円)
(4)私 橋	2 / 3 (公共下水道が設置されている場合は5 / 6)	200万円 (公共下水道がある架け替えの場合250万円)

(*) 標準工事費から算出された工事費のこと。

助成手続

(1) 申請人の選出

地元で申請人となる代表者を決めてください。申請人は、地元や土地代表者のとりまとめ、業者との交渉、契約、完成検査の立会など、一切のお世話をさせていただきます。

(2) 事前調査

まず、管轄の建設事務所に相談してください。地図、写真はじめ公図、土地の登記簿謄本があると便利です。申請に先だって、まず、助成の対象になるかどうかを調査させていただきます。

(3) 申請書類の提出

事前調査が終われば、助成金交付申請書（要望者全員の署名・押印が必要です）ほか必要書類を建設事務所に提出してください。

必要書類…権利者の承諾書（権利者の署名・押印が必要です）

申請人[代表者]への委任状（関係住民の署名・押印が必要です）

工事見積書（施工業者は、建設事務所で紹介できます） など

(4) 助成の決定

提出書類を精査し、助成することが正式に決まれば、申請人あてに助成金交付通知書をお送りいたします。

(5) 工事契約

申請人は、請負工事契約書によって、請負業者に工事を依頼してください。

(6) 工事の施工

申請人は、工事の着工及び完工を建設事務所に通知してください。

(7) 完了検査

工事が完了すれば、建設事務所の検査員が、申請人・施工業者立会のうえ、完了検査を行います。

(8) 支払い

・助成分

完了検査合格後、助成金の請求・受領の権限を業者に委任してください。

業者からの請求に対し、市から助成分を支払います。

・地元負担分について

完了検査合格後、申請人が一括して業者にお支払いください。

維持管理など

助成金によって舗装した道路の維持管理は、今後も地元で行ってください。

連絡先

私道助成制度に関する要望・相談は、次のところへご連絡ください。

管轄区	窓口	所在地	電話番号
東灘区・灘区	東部建設事務所	東灘区御影塚町2丁目27-20	078-854-2191
中央区・兵庫区	中部建設事務所	兵庫区湊川町2丁目1-12	078-511-0515
北区	北建設事務所	北区有野町唐櫃字種池3064	078-981-5191
長田区・須磨区	西部建設事務所	須磨区妙法寺字ヌメリ石1-1	078-742-2424
垂水区	垂水建設事務所	垂水区福田5丁目6-20	078-707-0234
西区	西建設事務所	西区玉津町今津字宮の西333-1	078-912-3750